

# 第5章 資料編

## 1 用語の説明

※ここでは、本計画に記載のある用語や団体を紹介しています

### <用語>

【欧文】	
ビーエムアイ BMI	Body Mass Index の略 「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」によって算出される「体重(体格)指数」
ヘモグロビンエーワンシー HbA1c	赤血球の中にある酸素を運ぶヘモグロビンに血液中の糖が結合したものの。 過去 1～2 か月間の平均的な血糖状態を表す
アイシーティー ICT	Information and Communication Technology の略 情報や通信に関する技術の総称
エイチピーファイ HPV(ヒトパピローマ ウイルス)ワクチン	HPV(ヒトパピローマウイルス)関連のがん発症予防に効果があるワクチン ※HPV(ヒトパピローマウイルス)・・・性経験のある女性であれば 50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルス。子宮頸がんをはじめ、肛門がん、膣がんなどのがんや、尖圭コンジローマ等、多くの病気の発生に関わっている。
エヌシーディーズ NCDs	Noncommunicable diseases の略 世界保健機関(WHO)の定義で、不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒、大気汚染などにより引き起こされる、がん・糖尿病・循環器疾患・呼吸器疾患などの「感染性ではない」疾患を総称したもの
エヌジーエスピー NGSP値	National Glycohemoglobin Standardization Program の略 HbA1c の表記方法のひとつ。国際標準化により特定健康診査・保健指導においても平成 25 年 4 月 1 日より、HbA1c(NGSP 値)が用いられている
エスエヌエス SNS	Social Networking Service の略 登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと

【ア行】	
エスオーエス SOSの出し方に関する 教育	児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育

【カ行】	
介護給付費	介護保険被保険者が介護保険サービスを利用した際、介護保険から介護サービス提供事業者を支払われる費用
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと
健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差

【力行】	
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
きょうじよく 共食	誰かと一緒に食事をする事
健康経営	従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。従業員と一緒に健康の維持や増進に取り組むことで会社の活性化やイメージ、業績を向上させていく取組。

【サ行】	
サルコペニア	高齢期にみられる骨格筋量の低下もしくは身体機能(歩行速度など)の低下のこと
巡回検診	公民館などに検診車で出向いて行う検診
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
食生活改善推進員	本市が行う「食生活改善推進員養成研修」の修了者で、地域において食生活改善を目的にボランティア活動を行う人
しんぼうさいどう 心房細動	不整脈(心臓が規則正しく拍動できなくなった状態)の一種で、心臓の「心房」と呼ばれる部屋全体がけいれんするように小刻みにふるえ、規則正しい拡張と収縮ができなくなった状態
生活習慣病のリスクを高める飲酒の量	1日あたりの純アルコール摂取量が男性 40g以上、女性 20g以上のこと(厚生労働省 健康日本21より)
節度ある適度な飲酒の量	1日あたりの純アルコール摂取量が 20g程度
受療率	推計患者数を人口10万対であらわした数 受療率(人口10万対) = 推計患者数 / 推計人口 × 100,000
スポーツ推進員	スポーツ基本法に基づき市長が委嘱し、市内におけるスポーツ推進のための事業に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導及び助言を行う

【タ行】	
超過死亡	予測される死亡者数と比較した場合の、増加分の死亡者数のこと
超過医療費	予測される医療費と比較した場合の、増加分の医療費のこと

【ナ行】	
乳幼児突然死症候群 シズ (SIDS)	何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因の分からない病気のこと
年齢調整死亡率	年齢構成の異なる集団(地域間等)で、死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率のこと

【ハ行】	
肥満傾向児	性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め肥満度が20%以上の児 【肥満度＝(実測体重-身長別標準体重)/身長別標準体重×100(%)】
フレイル	加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害・要介護状態・そして死亡などの危険性が高くなった状態
分煙	喫煙場所から非喫煙場所に煙が一切流出しないようにした状態を指す

【マ行】	
慢性腎臓病 <small>(CKD)</small> <small>シーケイディー</small>	「腎臓の障害(蛋白尿など)」、若しくは「腎機能低下」が3か月以上続く状態
慢性閉塞性肺疾患 <small>(COPD)</small> <small>シーオーピーディー</small>	たばこの煙などの有害物質を習慣的に吸い込むことにより、肺に持続的な炎症が生じる病気のこと
都城市糖尿病性腎症重症化予防プログラム	平成30年3月に策定された都城市国民健康保険保健事業実施計画に糖尿病性腎症重症化予防を目的として位置づけられたもの

【ラ行】	
レセプト	医療機関が保険者に提出する月ごとの診療報酬明細書のこと ※診療報酬…診察・治療・処方などの医療行為の費用のことで、個々の技術・サービスを点数化した診療報酬点数表をもとに算出される
ロコモティブシンドローム	運動器の障害によって、立つ、歩くという移動機能の低下をきたした状態

## <団体>

都城市食生活改善推進員連絡協議会	正しい食生活の普及浸透を図り、地区住民の健康保持増進を積極的に推進するために設置された協議会
みやこんじょ健康づくり会	地域性を生かした健康づくりを推進し、地域の支えあう力を高めながら、他団体や行政と連携して活動している本市の団体

## 2 計画策定までの経過

### (1)みやこのじょう健康づくり計画第2次評価及び第3次策定までの経過

年 月	会議等	内 容
令和5年5月	第1回庁内ワーキンググループ検討会議(30日)	第2次計画最終評価及び第3次計画策定方針の検討・スケジュール確認
令和5年7月	第2回庁内ワーキンググループ検討会議(6日)	第2次計画最終評価確認 第3次計画素案の検討
令和5年7月	第3次計画策定支援(10日)	宮崎県立看護大学において、第3次計画目標値設定について中尾教授のアドバイスを受ける
令和5年8月	第1回 健康づくり推進協議会(1日)	第2次計画最終評価及び第3次計画素案の作成・検討
令和5年8月	第2次計画最終評価及び第3次計画策定支援(7日)	健康課において、第2次計画最終評価方法及び第3次計画素案作成について中尾教授のアドバイスを受ける
令和5年9月	第3回庁内ワーキンググループ検討会議(12日)	第2次計画最終評価及び第3次計画素案の修正・確認
令和5年10月	健康づくり推進協議会委員へ修正後の素案を送付(5日)	第2次計画最終評価及び第3次計画素案の内容確認と意見聴取
令和5年11月	第2次計画最終評価及び第3次計画素案策定庁議(24日)	パブリックコメント実施の協議
令和5年12月 ～令和6年1月	パブリックコメント実施(12月20日～1月24日) 第4回庁内ワーキンググループ検討会議(1月30日)	市民の意見聴取 意見に対する内容の検討
令和6年2月	第2回 健康づくり推進協議会(20日)	原案の最終審議
令和6年3月	第5回庁内ワーキンググループ検討会議(7日)	第2次計画最終評価及び第3次計画最終確認

## (2) 都城市健康づくり推進協議会規則

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 135 号

改正 平成 18 年 3 月 20 日規則第 282 号

平成 19 年 4 月 1 日規則第 33 号

平成 21 年 3 月 31 日規則第 34 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくり対策を審議し、その推進を図るため、都城市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を審議し推進する。

- (1) 健康づくり推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくり推進の目的達成に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長（事業担当）をもって充てる。

3 委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係諸団体の代表者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康部健康課において処理する。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 282 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 33 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## (3) 都城市健康づくり推進協議会委員名簿

所属団体名	役職名等	氏名
都城市役所	副市長	吉永 利広
都城市役所	健康部長	東 利郎
都城保健所	所長	坂元 昭裕
都城市教育委員会	教育長職務代理者	赤松 國吉
都城市食生活改善推進員連絡協議会	会長	松尾 伊津子
都城市北諸県郡医師会	会長	田口 利文
都城歯科医師会	地域保健担当理事	稲田 英三郎
都城市北諸県郡薬剤師会	副会長	久保田 邦彦
都城市自治公民館連絡協議会	事務局長	三島 美蔓
都城市社会福祉協議会	事務局長	大田 勝信
都城市民生委員児童委員協議会	横市地区会長	小林 貴夫
都城市高齢者クラブ連合会	副会長	中村 キミ子
みやこんじょ健康づくり会連絡会	会長	堂領 八重子

## (4) 庁内ワーキンググループ名簿

所属	役職	氏名
こども家庭課	副課長	井上 志保
こども家庭課	副主幹	濱山 望
障がい福祉課	主査	外山 直子
介護保険課	主任技師	平松 采奈
学校教育課	主任技師	足立 賢一
高城総合支所地域生活課	副主幹	多田 美代子
高崎総合支所地域生活課	主査	大脇 奏美
健康課	主幹	山崎 由香
健康課	主任技師	吉迫 可奈

## (5) アドバイザー

所属団体名	役職名等	氏名
宮崎県立看護大学	教授	中尾 裕之